

三木市公共施設等総合管理計画（案） 概要版

平成 29 年 3 月

はじめに

昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設された多くの公共施設等が、今後一斉に更新時期を迎えます。一方、人口減少による税収減や少子高齢化に伴う社会保障関連経費の増大などにより市の財政は厳しい状況となることが見込まれますが、将来にわたりサービス水準を維持する必要があります。

本市では、すでに「公共施設大規模改修計画」、「インフラ・メンテナンス計画」を策定し、公共施設等の老朽化対策、耐震化等の課題に対応してきましたが、本計画は、さらに、長期的かつ総合的な視点に立って、人口減少社会に対応し、公共施設等の長寿命化、更新、統廃合などを計画的に行い、公共施設等の質、量及びコストの最適化を図るため、これらの計画を統合し策定するものです。

第 1 章 公共施設等を取り巻く現状と課題

1 公共施設保有状況

本編 P4~7

本編 P3~14

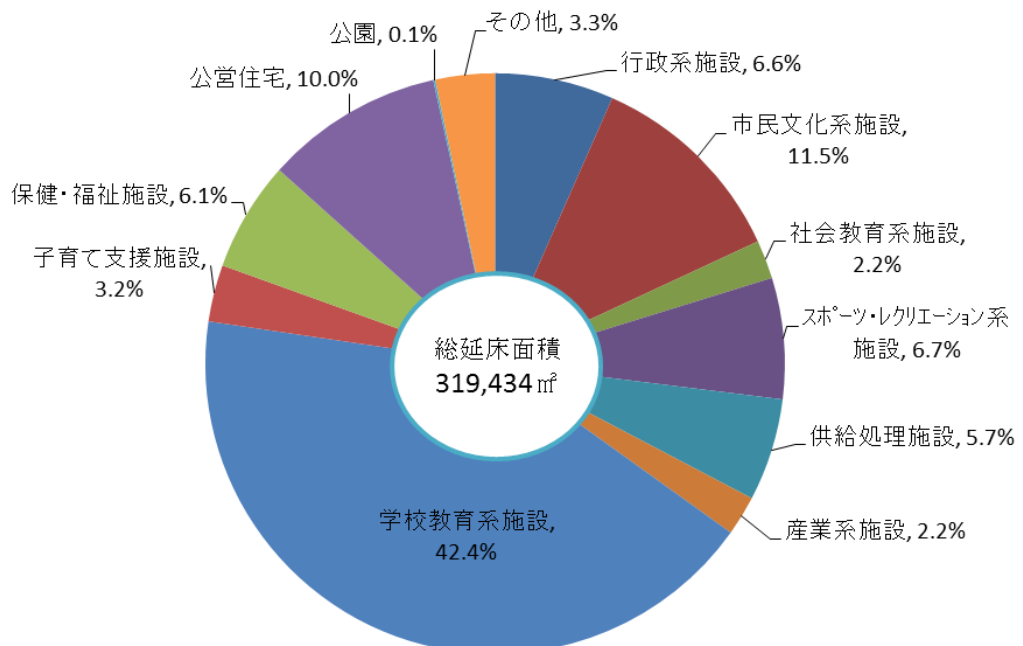
(1) 公共建築物

市の公共建築物は、185 施設、総延べ床面積 319,434 m²となっています。

小学校、中学校などの学校教育系施設が 42.4%、次いで公民館や文化会館などの市民文化系施設 11.5%、この 2 つで全公共建築物の 5 割以上を占めています。

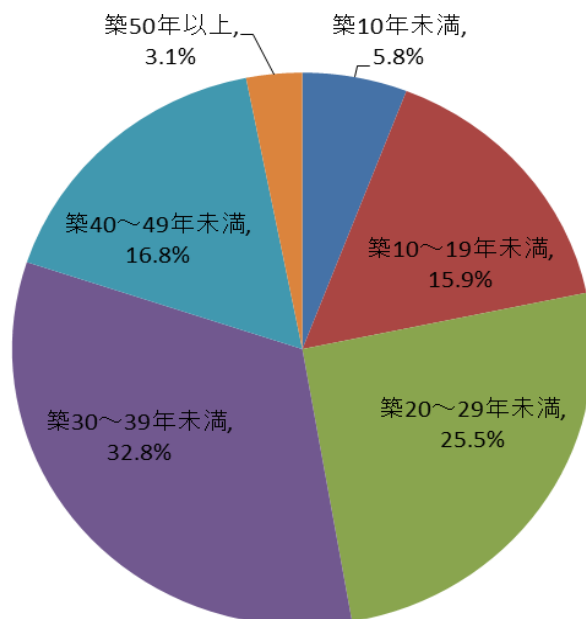
〈平成 28 年 10 月末現在〉

【施設類型毎の保有状況】



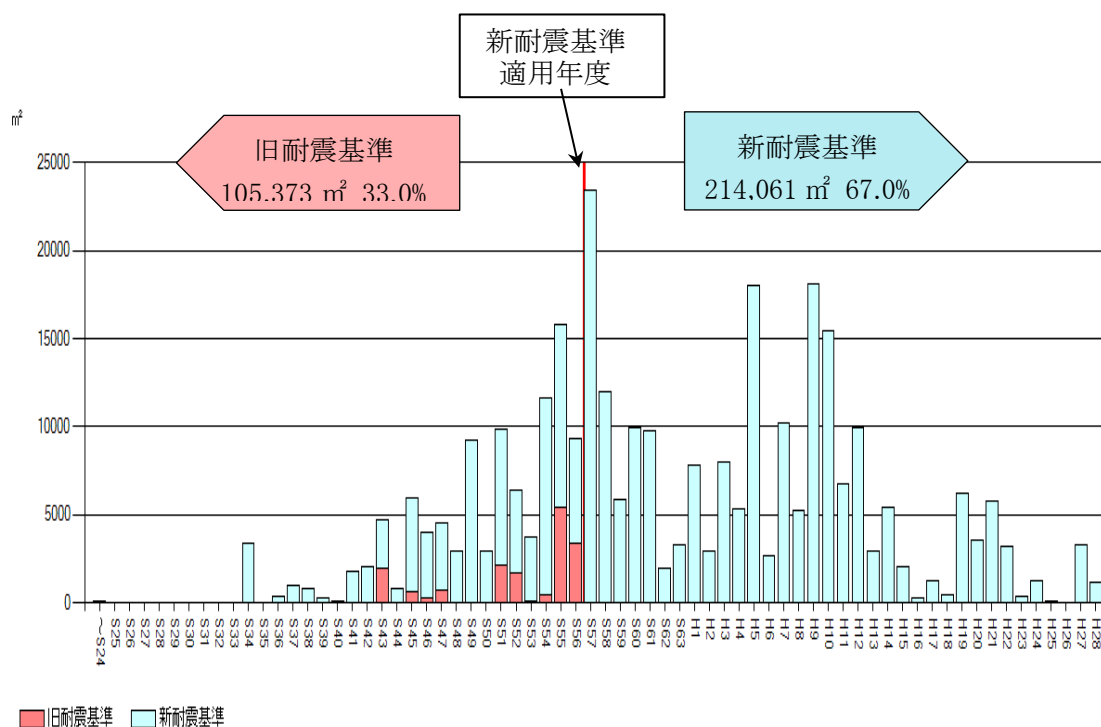
【築年数別の延床面積割合】

一般的に大規模改修の必要性が高い「築30年以上」を経過する施設が全体の53%を占めており、10年後には全体の78%を占める見込みです。



【年別延べ床面積における耐震化の状況】

昭和56年以前の旧耐震基準により建設された施設の延床面積の割合は、全体の33.0%であり、平成28年10月現在で、耐震化実施済みの割合は、全体の24.8%、耐震化が未実施の割合は、全体の5.3%、すでに用途を廃止し耐震化不要の施設が1.8%となっています。



(2) インフラの保有状況

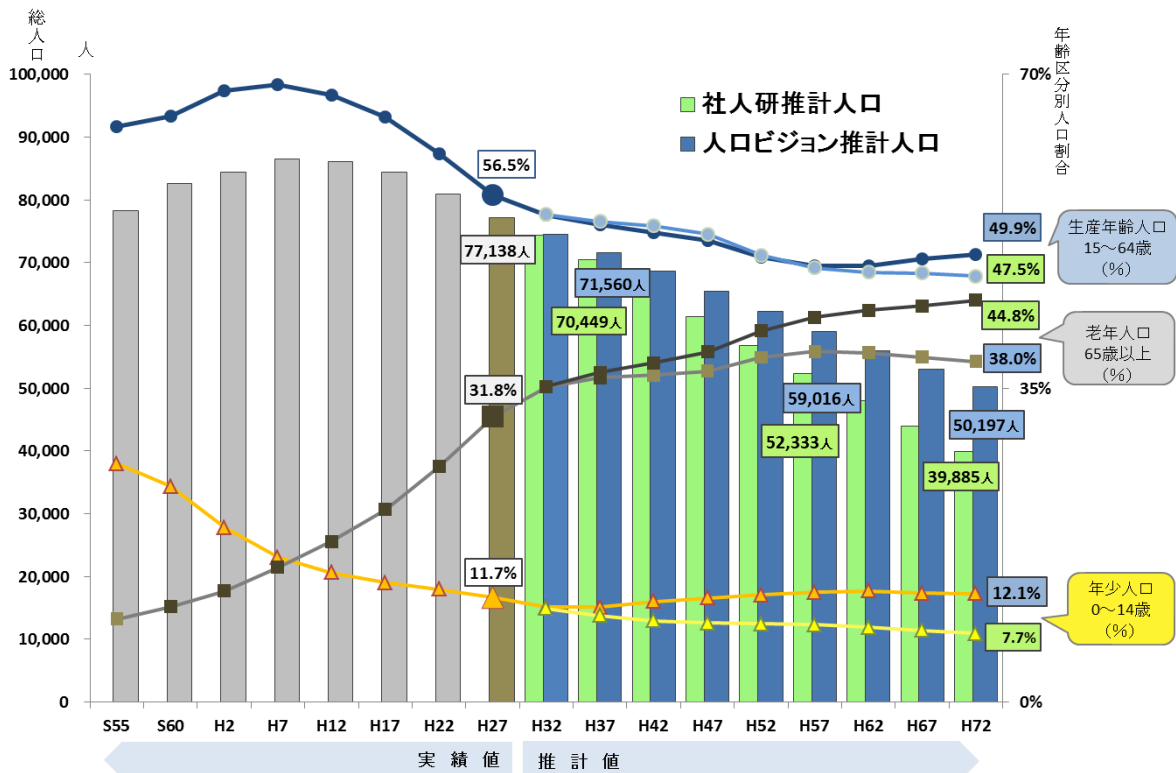
本市の保有する、道路、橋梁、公園、上水道、下水道施設などのインフラ施設は下表のとおりです。 (平成28年10月現在)

種 別		保 有 量
道 路	一般道路	663,676m (道路面積3,771,277㎡)
	自転車歩行者道	81,278m
橋りょう		272橋 (総延長4,358m、総面積28,052㎡)
公 園		130か所 (面積92ha)
上水道	管路施設	623,534m
	浄水場・配水場	4か所
	その他水道施設	7か所
	上水道庁舎	延床面積1,085㎡
下水道	管渠	575,058m
	処理場	6か所

3 人口の動向と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所 (以下「社人研」という。) の推計によると、本市の人口は、10年後の平成37年には約7万人、45年後の平成72年には約4万人と推計しています。一方、三木市創生計画人口ビジョンでは、平成37年には約7万2千人、30年後の平成57年には約5万9千人、平成72年の人口目標を5万人としています。(平成27年国勢調査人口を基準)。

【人口の推移と将来推計 (社人研推計と人口ビジョン推計)】

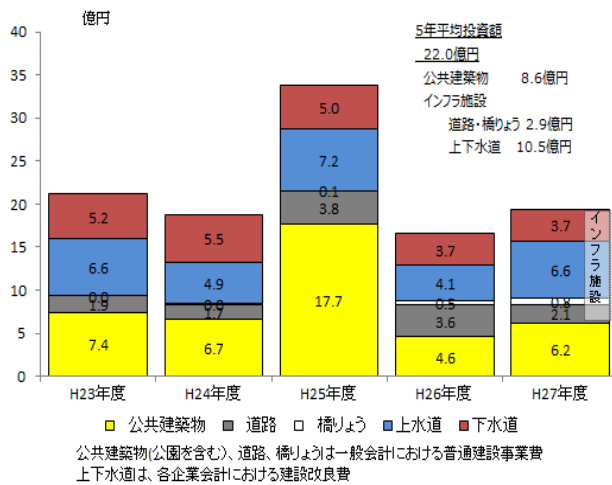


4 公共施設等に関わる経費

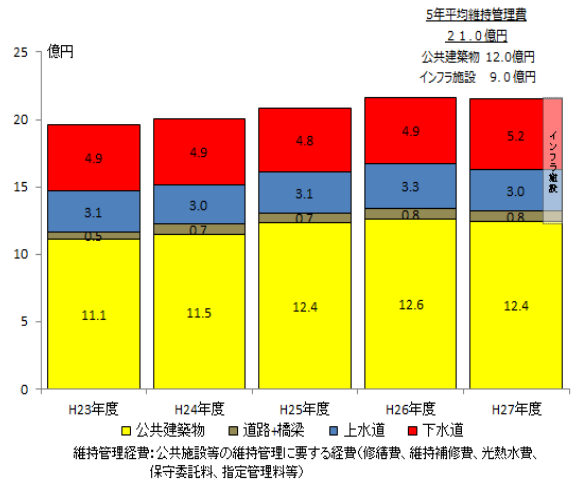
今後の財政運営は決して楽観視できるものではなく、公共施設等の維持更新等についても、限られた予算の中で計画的に行い、行政サービス水準を維持向上することが必要です。

公共施設等の改修に要した過去5年間の投資額は、年平均約22億円（企業会計（上下水道事業）を含む）、公共施設等に係る光熱水費、修繕費などの維持管理経費は、年平均約21億円でした。

【公共施設等の維持改修に係る投資額の推移】



【公共施設等に係る維持管理経費の推移】



5 公共施設等に関する課題

(1) 大規模改修の必要性が高い公共施設等の増加

今後、増加する公共施設の大規模改修に伴う多額の改修費用が財政負担とならないよう平準化を図る必要があります。

(2) 公共建築物のうち5.3%が、耐震化未実施

災害発生時には避難所などとして使用するとともに行政サービスを維持していくためには被害を最小限にとどめることが必要であり、耐震化を進める必要があります。

(3) 市民の生活基盤であるインフラ施設の維持

インフラ施設は、市民のライフラインであり安全・安心を確保するため、財政負担の平準化を図りつつ維持更新を行う必要があります。

(4) 人口減少と少子高齢化に伴う税収減

生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、地方交付税の減少等、収入の確保は厳しくなる一方、少子高齢化の進展により扶助費が増加することが見込まれます。

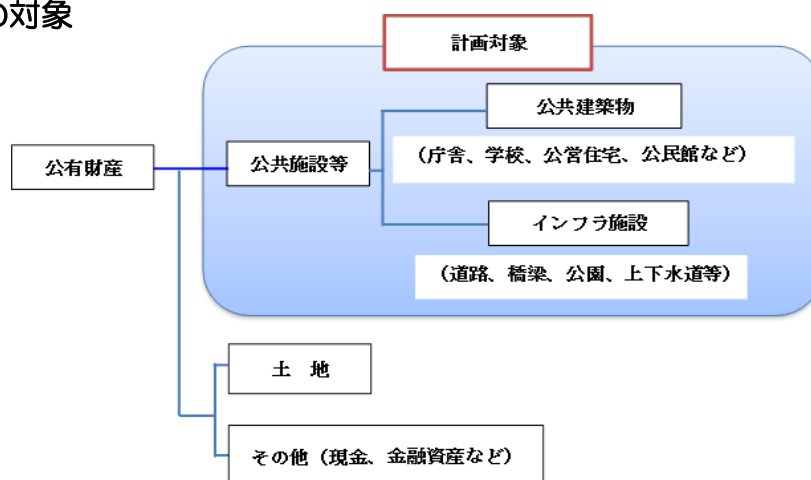
(5) 行政サービス水準の維持

人口減少、少子・高齢化の進展に伴い、人口構造や市民ニーズが変化してくることから、行政サービスの水準を維持する必要があります。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

本編 P15~22

1 計画の対象



2 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間

3 計画の位置づけ

既存の「公共施設大規模改修計画」、「インフラ・メンテナンス計画（道路、橋梁、公園編）、（上下水道編）」の取組み方針を整理統合し、公共施設等全体の管理の基本的方向性を示した計画とします。

4 基本方針と基本目標

本編 P19~22

基本方針

財政の円滑な運営を前提として、
公共施設等の「質」、「量」、「コスト」の適正化を目指します。

(1) 公共建築物

ア 市民ニーズとの適合

市民ニーズに適合したサービスを提供します

イ 適正な維持管理と長寿命化

点検等に基づく適正・効率的な維持管理と計画的な改修による長寿命化を進めます

ウ 施設総量の縮減

用途を廃止した施設の除却、改修の機会をとらえ施設規模の縮小、複合化などによる施設総量の縮減を検討します

エ 効率的な管理運営と財源の確保

効率的な運営管理による経費縮減や民間活力を活用した指定管理制度等を推進するとともに、PPPやPFIなどの手法の導入の適否について検討します。また遊休施設等の有効活用を図り財源の確保に努めます

(2) インフラ施設

ア 適正な維持管理と長寿命化

市民のライフラインであり、大規模災害時の安全・安心を確保するため、施設の日常点検や定期点検を徹底し、将来にわたって適切な維持管理を行います。

長寿命化や耐震化を計画的に推進し、安全性を確保するとともに維持更新費用の平準化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

基本目標

(1) 公共建築物

ア 縮減目標

平成28年度末の総延床面積から 5%縮減

(公共建築物の総延べ床面積 約31.9万㎡に対し、1万6千㎡に相当)

イ 目標設定の考え方

今後30年間の長期的な人口推移を見通し、限られた財政の中で、適切な市民サービスを提供するため、将来人口に見合った公共建築物の保有総量を確保することを目指します。

(2) インフラ施設

インフラ施設については、生活基盤施設が中心となることから総量縮減に関する数値目標は定めません。長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減に努めます。

【目標達成の見込み】

今後10年間では、総面積319,434㎡の5%である約16,000㎡の縮減が必要となります。一方、現時点で新築中の総合体育館などで約5,000㎡増えることとなります。

このため、5%縮減を達成するためには、約21,000㎡の縮減が必要となります。

今後、この目標達成に向けて個別計画を策定する中で、縮減する施設の検討を進めます。

なお、学校、公民館など市民生活に大きな影響を及ぼす施設については、原則として維持していくこととし、利用頻度や費用対効果の低い施設、休止や機能の廃止により利用見込みのない施設を中心に検討を進めます。

第3章 公共建築物の管理

本編 P23~46

1 施設区分ごとの管理等の方向性

計画的に維持管理し長寿命化を図るとともに、更新経費の平準化を図り、将来にわたり行政サービス水準を維持・向上することを目的として管理します。

施設区分と施設名	今後の運営等の方向性
○公民館 中央公民館 他12館	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な改修により長寿命化を図るとともに、管理運営の効率化により経費削減に努めます。 未耐震施設は、避難所を優先に耐震化します。
○図書館 中央図書館 他2館	<ul style="list-style-type: none"> 日常の点検や診断により、予防保全を図ることで長寿命化に努めます。
○小学校 三樹小学校他15校、吉川学校給食共同調理場	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、小規模校の教育効果が高いことや地域の拠点であることから、総合教育会議で決定された方向性に従い、現状の設置箇所は維持します。計画的な改修で長寿命化を図ります。
○中学校 三木中学校 他7校	<ul style="list-style-type: none"> 中学校は、小規模校の学校環境のあり方について、統廃合ありきではなく、小中一貫校等の手法も含んだ環境整備について「学校環境のあり方検討会議」の議論を経て、総合教育会議で実施方針を決定します。計画的な改修で長寿命化を図ります。
○特別支援学校 三木特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な改修で長寿命化を図ります。
○幼稚園 三樹幼稚園 他4園	<ul style="list-style-type: none"> 「三木市幼保一体化計画」に従って順次廃園し、民間の「幼保連携型認定こども園」への移行を進めます。廃止した施設は、除却、転用、売却等を検討します。
○認定こども園 別所認定こども園 他2園	<ul style="list-style-type: none"> 日常の点検や診断により、予防保全により長寿命化を図ります。
○保育所 上の丸保育所・志染保育所	<ul style="list-style-type: none"> 「三木市幼保一体化計画」に従って順次廃園し、民間の「幼保連携型認定こども園」への移行を進めます。廃止した施設は、除却、転用、売却等を検討します。
○福祉施設 デイサービスセンター・在宅介護支援センター 7施設	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全を第一とし、計画的に改修し長寿命化を図ります。 志染は、平成28年度に新築しており、隣接地に残存する旧施設は除却します。
○障がい者支援施設 はばたきの丘 他4施設	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体や社会福祉法人に委託し運営しているものであり、適正に維持管理します
○その他福祉施設 総合保健福祉センター・吉川健康福	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な改修により長寿命化を図り、今後も継続して適正な維持管理を行います。

社センター・高齢者福祉センター	
○観光施設 山田錦の館 他8施設	・計画的な改修を行い、長寿命化を図るとともに、管理運営の効率化を図り経費削減に努めます。
○環境衛生施設 清掃センター・吉川クリーンセンター・クリーンセンター	・清掃センター、吉川クリーンセンターは平成37年度以降除却を検討します。 ・クリーンセンターは、適切な維持補修により長寿命化を図り継続運用します。
○市営住宅 加佐団地 他6施設	・既存の「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化を図ります。
○庁舎 本庁舎・上の丸庁舎・吉川支所・消防庁舎（分署含む）	・施設の長寿命化を図るとともに管理運営の効率化により経費削減に努めます。 ・上の丸庁舎は、解体撤去します。
○その他施設 市民活動センター・まなびの郷みずほ・みきやま斎場・市民体育館・勤労者体育センター等	・老朽化が進み、改修に多額の費用がかかる場合や機能の重複する施設は、統廃合や機能の複合化等について検討します。

2 改修計画

本編 P43~46

(1) 計画の基本方針

- *基本方針1 公共建築物の規模・内容・量の適正化
- *基本方針2 長寿命化の推進
- *基本方針3 民間活力の導入

(2) 計画の進め方

ア 改修の優先順位

市民生活への影響や財政の健全運営の維持を勘案し優先順位をつけて進めます

*優先順位1位 危機管理において重要な施設の改修

市民の皆様の生命・身体を守るため、災害が起こったときに災害対応の拠点となる施設及び市民の皆様が避難する施設を最優先します。

*優先順位2位 市民生活に影響が大きい施設の改修

市民が日常生活を行うにあたって欠くことができないサービスを提供している施設や市民が生活の拠点としている施設を優先します。

*優先順位3位 その他の公共施設

行政機能の中核となる市庁舎や保健福祉施設、市民の生活や活動の場として利用されている施設で、古い建物や機能が維持できなくなった施設から改修します。

イ 今後の進め方

施設類型毎に個別計画を策定し、改修等適正管理を進めます。

改修等に係る投資額は、計画的な財政運営を行うため、過去5年間の平均額である年間約8億5千万円程度を目標とし、財政負担の平準化を図ります。

その財源は、国県補助金や市債などを可能な限り活用し一般財源の縮減に努めます。

また、保有量の縮減と効率的な管理運営により、維持管理経費の節減に努めます。

第4章 道路・橋梁・公園の管理

本編 P47~52

管理の方向性

- ・点検結果を基に、今後10年間にわたり計画的に維持補修を実施します。
- ・各インフラにおいて緊急を要する補修が必要となった場合には、計画に定める年次にかかわらず他に優先して補修を実施します。
- ・過去5年間の平均額である年間約3億円程度を目標とし、予算の平準化を図ります。国県補助金や市債などを可能な限り活用し一般財源の縮減に努めます。

第5章 上下水道の管理

本編 P53~57

管理の方向性

- ・上下水道経営戦略に基づき適正な維持管理を行います。
- ・各施設の更新については、緊急性・重要度等を総合的に考慮し、優先順位をつけるとともに、費用の平準化を図りながら計画的に整備します。

第6章 計画の推進にあたって

本編 P59~60

1 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有方策

公共施設等の管理においては、全庁体制で取り組みます。

公有財産管理主管課は、情報を一元管理し、全庁的かつ横断的に調整し情報共有を図り、効率的・効果的な管理を行います。

2 個別計画の策定

今後、本計画を定めた基本的な考え方や基本方針に基づき、施設類型毎の個別計画を策定します。

3 フォローアップ

本計画の基本的な方針に基づき、個別計画の確実な実行に向け進行管理を行います。また、社会情勢や経済情勢に柔軟に対応するため、必要に応じ本計画を見直します。

4 広域的な連携の推進

効率的かつ効果的な公共サービスを提供するため、近隣市町と連携し、公共施設の相互利用を推進します。

5 市民、議会への情報共有

本計画を推進するに当たっては、市民や議会への情報提供に努めるとともに、施設の統廃合等今後のあり方を検討する場合は、適宜、市民への説明、意見聴取を行い、市民と行政が一体となって取り組みます。また、議会への適切な段階での説明を行います。